

◎ 「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に名称変更し、信用失墜行為の禁止規定や暴力団排除規定などを設ける

【法令名】

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 26 年 6 月 25 日 号外第 141 号 18 ページ
【法令番号】	平成 26 年 6 月 25 日 法律第 81 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 宅地建物取引士の定義 「宅地建物取引士」とは、宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。(第 2 条第 4 号関係)</p> <p>2 宅地建物取引士の業務処理の原則 宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ確実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない。(第 15 条関係)</p> <p>3 宅地建物取引士の信用失墜行為の禁止 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。(第 15 条の 2 関係)</p> <p>4 宅地建物取引士の知識及び能力の維持向上 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。 (第 15 条の 3 関係)</p> <p>5 宅地建物取引業者による従業者の教育 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならない。 (第 31 条の 2 関係)</p> <p>6 免許等に係る欠格事由等の追加 (一) 宅地建物取引業の免許に係る欠格事由及び取消事由として、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを追加する。(第 5 条第 1 項及び第 66 条第 1 項関係)</p>

## WestlawJapan 法令あらし

	(二) 宅地建物取引士の登録に係る欠格事由及び消除事由として、暴力団員等であることを追加する。 (第 18 条第 1 項及び第 68 条の 2 第 1 項関係)
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号)</li><li>・ 登録免許税法 (昭和 42 年法律第 35 号)</li><li>・ 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号)</li><li>・ 積立式宅地建物販売業法 (昭和 46 年法律第 111 号)</li></ul>